

第6章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

6-1. 施設緑地の整備目標及び配置方針

施設緑地の整備目標は表 6-1 の通りである。

(1) 都市公園

都市公園については住区基幹公園の適正な配置を進める。また、特殊公園として飛山池（周辺樹林地を含む）周辺地に自然公園、生路地域ならびに藤江地域の海岸沿いに海辺公園の整備を推進する。

これらにより、平成 32 年の目標年次までに、新たに都市公園 26.7ha を整備し、町民一人当たり 10.2 m²/人の確保をめざす。

① 街区公園

誘致距離 250m を目安とし、平成 32 年までに新たに 3.6ha を整備する。

現在、計画・整備中の土地区画整理事業や新たな住宅開発事業を導入する地区では、誘致圏を考慮して適正な配置を進める。一方、既存の密集市街地など、新たな公園用地が困難な市街地では、社寺境内地やちびっこ広場などの活用で街区公園の機能を補完する。

② 近隣公園

全町的な近隣公園の配置バランスを考慮して、町の中部から南部において、平成 32 年までに新たに 2ヶ所（おおむね 5.2ha）の公園を整備することを目標とする。

③ 総合公園

総合公園としては、於大公園（12.1ha）が既に整備済みである。

④ 特殊公園

自然環境保全上貴重な飛山池ならびにその周辺の樹林地を含む 10.8ha を、自然公園として整備をめざす。

また、生路地域ならびに藤江地域の海岸沿いで、港湾計画で計画されている東浦緑地を含む約 7.1ha を海辺公園として整備を推進する。

⑤ 広域公園

広域公園としてあいち健康の森公園（14.1ha）が整備済みで、広く近隣市町村の住民に利用されている。

⑥ 都市緑地

東ヶ丘団地内のみどり緑地（0.23ha）は、既に整備済みである。

(2) 公共施設緑地

① ちびっこ広場

現在 42ヶ所開設されている。街区公園の整備が困難な地域において、その機能を代替するものとして活用する。

② 児童遊園

現在 5ヶ所開設されている。ちびっこ広場と同様に、街区公園の整備が困難な地域において、その機能を代替するものとして活用する。

③ 水辺公園・園地等

現在、石浜宮ノ池園地、申ヶ池親水公園が整備されている。今後、泉ヶ池、切池、菰蓋池等を水辺公園・園地として整備することをめざす。

また、衣浦湾沿いに計画されている東浦緑地等の整備により、海浜レクリエーション公園を整備する。

④ グラウンド等

現在、スポーツ施設として、町営グラウンドを始め 7つの施設が整備されている。このうち南部グラウンドについては、海辺公園として整備を進める。

⑤ 公共緑地

既に東ヶ丘団地周辺や、土地区画整理事業による整備地区、工場地周辺などに公共緑地が整備されている。現在、事業中の緒川駅東地区、中子新田地区、濁池西地区、石浜三ッ池地区などの土地区画整理事業の実施にあわせて、8ヶ所、1.26haの緑地を整備する。また、現在の市街化区域に隣接して将来市街地（居住機能移行地、住宅誘導検討地および地域商業地）と位置づけられている地区では、当該区域の5%の緑地面積を確保する。

⑥ 学校

現在、町内には、小中学校、高等学校が 11校開校されている。これらを公共施設緑地と位置づけ、市街地内の貴重なオープンスペース、災害時の避難地として活用する。

⑦ その他

知多半島道路東浦知多インターチェンジの緑地帯、於大のみち、ゲートボール場などを、その他の公共施設緑地として位置づける。

(3) 民間施設緑地

既成市街地内にあつては貴重な緑地である社寺境内地を民間施設緑地として位置づけ保全を図る。また、民間のゲートボール場や工場の緑地についても民間施設緑地として位置づけ、良好な維持・管理を促していく。

表6-1 施設緑地の整備目標

種別			開始年次 平成17年(2005年)						中間年次 平成22年(2010年)						目標年次 平成32年(2020年)						備考
			市街化区域			都市計画区域			将来市街地			都市計画区域			将来市街地			都市計画区域			
			整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	
			ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		
都市公園	基幹公園	住区街区公園	17	4.8	1.14	17	4.8	0.98	25	6.7	1.45	25	6.7	1.26	32	8.4	1.65	32	8.4	1.45	①
		基幹公園近隣公園	1	1.1	0.25	1	1.1	0.22	2	4.3	0.93	2	4.3	0.80	3	6.3	1.23	3	6.3	1.08	②
		地区公園			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00	③
		都市総合公園			0.00	1	12.1	2.47			0.00	1	12.1	2.28			0.00	1	12.1	2.08	④
		基幹公園運動公園			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00	⑤
	基幹公園 計		18	5.8	1.39	19	17.9	3.66	27	10.9	2.38	28	23.0	4.34	35	14.7	2.88	36	26.8	4.61	①～⑤の計
	特殊公園	風致公園			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00	⑥
		動植物公園			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00	⑦
		歴史公園			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00	⑧
		墓園			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00	⑨
		その他			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00	5	17.9	3.08	⑩
	広域公園			0.00	1	14.1	2.87			0.00	1	14.1	2.66			0.00	1	14.1	2.43	⑪	
	緩衝緑地			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00	⑫	
	都市林			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00	⑬	
	広場公園			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00	⑭	
	都市緑地	1	0.2	0.05	1	0.2	0.05	1	0.2	0.05	1	0.2	0.04	1	0.2	0.05	1	0.2	0.04	⑮	
	緑道			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00	⑯	
国の設置によるもの				0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00	⑰	
都市公園 計		19	6.1	1.45	21	32.2	6.58	28	11.2	2.43	30	37.3	7.04	36	14.9	2.92	43	58.9	10.16	①～⑰の計	
公共施設緑地		77	41.1	9.78	99	71.2	14.53	86	44.2	9.60	108	74.3	14.02	91	53.4	10.47	122	118.2	20.37	⑱	
都市公園等 計		96	47.14	11.22	120	103.43	21.11	114	55.34	12.03	138	111.63	21.06	127	68.3	13.39	165	177.1	30.53	①～⑱の計	
民間施設緑地		33	11.6	2.75	33	17.0	3.47	33	11.6	2.51	34	21.1	3.98	33	21.3	4.18	38	59.6	10.27	⑲	
合計		129	58.69	13.97	153	120.43	24.58	147	66.89	14.54	172	132.71	25.04	160	89.63	17.57	203	236.67	40.81	①～⑲の計	
人口		市街化区域人口		42,000人		将来市街地人口		46,000人		将来市街地人口		51,000人									
		都市計画区域人口		49,000人		都市計画区域人口		53,000人		都市計画区域人口		58,000人									

6-2. 地域制緑地の指定目標及び指定方針

農用地区域、保安林、地域森林計画対象民有林などの地域制緑地に関しては、指定区域の適正化に努め、緑地の維持・保全を進める。

また、町の緑の現状から、今後、保全が望ましいと考えられる緑地については、特別緑地保全地区や市民緑地制度などの導入を調査・検討していくものとし、ここではその検討の対象となり得る地区についても取り上げている。当然のことながら、民有地の場合は地権者の意向など、考慮されるべき点も少なくないことから、保全のための手法や対象地の設定については、柔軟に対応していくことが求められる性格のものである。

地域制緑地の指定目標は表 6-2 の通りである。

(1) 法によるもの

① 市民緑地等

緒川新池周辺地、黒根池周辺地など、比較的まとまった規模の樹林地について、保全をめざす。

このため、地権者への理解と協力を求めながら、都市緑地法に基づく市民緑地あるいは特別緑地保全地区などの制度の導入を検討していく。

② 農業振興地域・農用地区域

将来の市街化動向との調整を図りつつ、農用地区域の指定の適正化に努める。

③ 保安林

将来の市街化動向との調整を図りつつ、保安林指定の適正化に努める。

④ その他

史跡、天然記念物、河川、地域森林計画対象民有林については、現行の指定を基本として、保全に努める。

(2) 条例等によるもの

現在、入海神社、乾坤院、伊久智神社等の社寺林について、12ヶ所、約 2.9ha が指定保存樹等に指定されており、これらの保存を推進する。

また、このほかの貴重な樹木や樹林地について、条例の創設などにより緑地保全に努めていくこととする。

表6-2 地域制緑地の指定目標

年次 種別	開始年次 平成17年(2005年)		中間年次 平成22年(2010年)				目標年次 平成32年(2020年)				備考		
	市街化区域		都市計画区域		将来市街地		都市計画区域		将来市街地			都市計画区域	
	整備量		整備量		整備量		整備量		整備量			整備量	
	ヶ所	面積(ha)	ヶ所	面積(ha)	ヶ所	面積(ha)	ヶ所	面積(ha)	ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)
緑地保全地区													①
風致地区													②
生産緑地地区													③
その他法によるもの	8	7.7	14	1,591.2	8	7.7	16	1,567.9	8	7.7	20	1,429.2	④
法によるもの 計	8	7.7	14	1,591.2	8	7.7	16	1,567.9	8	7.7	20	1,429.2	①～④の計
条例等によるもの	11	1.4	12	2.9	11	1.4	12	2.9	11	1.4	21	26.8	⑤
小計	19	9.1	26	1,594.1	19	9.1	28	1,570.8	19	9.1	41	1,456.0	⑥=①～⑤の計
重複	2	0.3	3	0.4	2	0.3	3	0.4	2	0.3	3	0.4	⑦
合計	17	8.8	23	1,593.7	17	8.8	25	1,570.4	17	8.8	38	1,455.6	⑥-⑦

6-3. 緑地の総量

施設緑地ならびに地域制緑地をあわせた緑地の総量は表6-3のとおりとなる。都市計画区域全体で見ると緑地の割合が54.3%、将来市街地に限ると10.6%となる。

表6-3 緑地の総量

項目	将来市街地	都市計画区域
	915.0 ha	3,108.0 ha
施設緑地	89.6 ha	236.7 ha
地域制緑地	8.8 ha	1,455.6 ha
上記の重複	1.8 ha	3.4 ha
合計	96.6 ha	1,688.8 ha
各区域に占める割合	10.6 %	54.3 %

表6-4は、緑地の整備目標総括表である。

表6-4 緑地の整備目標総括表

種別			開始年次 平成17年(2005年)						中間年次 平成22年(2010年)						目標年次 平成32年(2020年)					
			市街化区域			都市計画区域			将来市街地			都市計画区域			将来市街地			都市計画区域		
			整備量		m ² /人	整備量		m ² /人	整備量		m ² /人	整備量		m ² /人	整備量		m ² /人	整備量		m ² /人
			ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)	
都市公園	基幹公園	街区公園	17	4.8	1.14	17	4.8	0.98	25	6.7	1.45	25	6.7	1.26	32	8.4	1.65	32	8.4	1.45
		近隣公園	1	1.1	0.25	1	1.1	0.22	2	4.3	0.93	2	4.3	0.80	3	6.3	1.23	3	6.3	1.08
		地区公園			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00
		都市総合公園			0.00	1	12.1	2.47			0.00	1	12.1	2.28			0.00	1	12.1	2.08
		都市基幹公園			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00
	基幹公園	計	18	5.8	1.39	19	17.9	3.66	27	10.9	2.38	28	23.0	4.34	35	14.7	2.88	36	26.8	4.61
	特殊公園	風致公園			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00
		動植物公園			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00
		歴史公園			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00
		墓園			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00
		その他			0.00			0.00			0.00			0.00		5	17.9	3.08		
	広域公園	緩衝緑地			0.00	1	14.1	2.87			0.00	1	14.1	2.66			0.00	1	14.1	2.43
		都市林			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00
		広場公園			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00
		都市緑地	1	0.2	0.05	1	0.2	0.05	1	0.2	0.05	1	0.2	0.04	1	0.2	0.05	1	0.2	0.04
		緑道			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00
		国の設置によるもの			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00
都市公園		計	19	6.1	1.45	21	32.2	6.58	28	11.2	2.43	30	37.3	7.04	36	14.9	2.92	43	58.9	10.16
公共施設緑地		77	41.1	9.78	99	71.2	14.53	86	44.2	9.60	108	74.3	14.02	91	53.4	10.47	122	118.2	20.37	
都市公園等	計	96	47.1	11.22	120	103.4	21.11	114	55.3	12.03	138	111.6	21.06	127	68.3	13.39	165	177.1	30.53	
民間施設緑地		33	11.6	2.75	33	17.0	3.47	33	11.6	2.51	34	21.1	3.98	33	21.3	4.18	38	59.6	10.27	
施設緑地	合計	129	58.7	13.97	153	120.4	24.58	147	66.9	14.54	172	132.7	25.04	160	89.6	17.57	203	236.7	40.81	
	緑地保全地区			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00	
	風致地区			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00	
	生産緑地地区			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00	
	その他法によるもの	8	7.7	1.82	14	1,591.2	324.73	8	7.7	1.66	16	1,567.9	295.83	8	7.7	1.50	20	1,429.2	246.41	
	法によるもの	8	7.7	1.82	14	1,591.2	324.73	8	7.7	1.66	16	1,567.9	295.83	8	7.7	1.50	20	1,429.2	246.41	
	条例等によるもの	11	1.4	0.34	12	2.9	0.60	11	1.4	0.31	12	2.9	0.55	11	1.4	0.28	21	26.8	4.62	
	小計	19	9.1	2.16	26	1,594.1	325.33	19	9.1	1.97	28	1,570.8	296.38	19	9.1	1.78	41	1,456.0	251.03	
	地域制緑地間の重複	2	0.3	0.07	3	0.4	0.08	2	0.3	0.07	3	0.4	0.08	2	0.3	0.06	3	0.4	0.07	
	地域制緑地	計	17	8.8	2.09	23	1,593.7	325.25	17	8.8	1.91	25	1,570.4	296.31	17	8.8	1.72	38	1,455.6	250.96
	施設・地域制緑地間の重複	13	1.8	0.44	15	3.4	0.70	13	1.8	0.40	15	3.4	0.65	13	1.8	0.36	15	3.4	0.59	
	緑地総計	133	65.6	15.63	161	1,710.7	349.13	151	73.8	16.05	182	1,699.7	320.70	164	96.6	18.94	226	1,688.8	291.18	
人口		市街化区域人口	42,000 人			将来市街地人口	46,000 人			将来市街地人口	51,000 人									
面積		都市計画区域面積	719.0 ha			将来市街地面積	753.0 ha			将来市街地面積	915.0 ha									
緑地の確保目標水準		市街化区域面積に対する割合	9.1 %			将来市街地に対する割合	9.8 %			将来市街地に対する割合	10.6 %									
都市公園等の目標水準(住民一人当たり面積)		都市公園	6.6 m ² /人			都市公園	7.0 m ² /人			都市公園	10.2 m ² /人									
		都市公園等	21.1 m ² /人			都市公園等	21.1 m ² /人			都市公園等	30.5 m ² /人									

6-4. 都市緑化の目標及び推進方針

(1) 自然との共生

自然植生を残す樹林地や動植物の生息地であるため池などについて、地権者の理解を得ながら保全するとともに、市街地内に残されている樹林地や文化財・史跡等と一体となって残されている樹林地等の緑についても、条例による保全指定などにより保全を図る。

また、これらの緑地は、人が自然とふれあい、自然への理解を深めることのできる空間となるよう整備を図る。

① ため池の保全と活用

○町内に点在するため池の保全を図る。

○市街地に近いところでは、公園や緑地に取り込み水辺空間として整備を図る。

○周辺の樹林地と一体となっているところでは、地権者の協力を得ながら、緑地特別保全地区や市民緑地制度を活用することにより保全・活用をめざす。

候補地：飛山池とその周辺の樹林地

：緒川新池とその周辺の樹林地

：黒根池とその周辺の樹林地 など

② 樹林地の保全

○樹林地・社寺林等を条例などにより保全する。

○まとまりのある樹林地やため池などと一体となっている樹林地など、緑の景観に優れたところや動植物の生息地として重要なところについては、地権者の協力を得ながら、緑地特別保全地区や市民緑地制度を活用することにより保全・活用をめざす。

候補地：工場地（緒川南地区）周辺の樹林地

：飛山池東の樹林地

○貴重な樹木については、条例等により保存樹木・保存樹林に指定し保全する。

○保安林や地域森林計画対象林などが指定されている緑地は、市街化動向との調整を図りつつ、保全を進める。

○町内の樹林地において竹林面積が急増してきていることに対応して、竹林の適正管理に向けた取り組みを推進する。

(2) 豊かな緑の保全

郷土の歴史が育んできた伝統ある緑を後世に伝え残すため、社寺、史跡の伝統ある緑の保全を進める。

また、東浦町らしさの一つである豊かな農用地の緑を保全するため、優良農地を保全するとともに、遊休農地の活用を促進する。

① 社寺・史跡地の貴重な緑の保全

- 社寺や史跡地、文化財などと一体となった樹林・樹木の保全を推進する。
- 指定保存樹制度に基づく保存樹指定を拡充していくほか、開発に対する抑制効果を持つような新たな制度（仮称：保護樹木制度）などの導入についても検討を加える。
- 300 m²以上の樹林地については、市民緑地制度の活用などによる保全をめざす。
（(1)・②樹林地の保全に同じ。）

② 優良農地の保全

- 農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域に指定されている優良農地については、町の土地利用計画との調整を図りながら、保全を図る。

③ 遊休農地の有効活用

- 遊休農地となって、荒地化が進んでいくようなケースもみられるようになっていくことに対応していくため、利用集積の促進や住宅団地近くに存在する遊休農地などを、市民農園として活用するなどの対応を検討し、農地の荒廃抑制をめざす。

参 考：市民農園促進法または特定農地貸付法に基づく、市民農園の開設などが考えられる。

(3) 新たな緑の創出

緑の豊かさを高めていくために、公園・緑地の整備を進めるとともに、公共公益施設や民有地の一層の緑化を推進し、緑の絶対量の拡大を図る。

また、緑の量的な拡大とともに、緑の質を高めるため、町のシンボルとなるような優れた緑の空間や景観を育てる。

① 拠点となる公園・緑地の整備

- 本計画に基づき、都市公園の整備を推進する。
- 都市公園が少ない町南部での公園整備を推進する観点から、生路・藤江地区での都市公園の整備に重点的に取り組む。
- 港湾計画で位置づけられている藤江地域臨海部での、東浦緑地の整備を促進する。

② 住宅地・道路沿線等での緑の景観形成

- 土地区画整理事業地区、道路整備事業沿線地について、事業の実施にあわせて豊かな緑地・街路樹等を整備する。
- 面整備による住宅地では、緑地協定制度の活用などを進め、緑豊かな景観地形

成を促進する。

③ 市民緑地制度の活用

○市街地内に存在する優良な緑地を保全しつつ、町民が有効に活用できる緑地として整備していくため、市民緑地制度の活用による緑地の整備をめざす。

④ 借地公園・広場の整備

○既成市街地など、公園用地の取得が非常に難しい市街地にあっては、借地による用地確保も検討しつつ、都市公園、ちびっ子広場の確保を図る。

⑤ 防災公園の整備

○都市防災の観点から、新たに整備を進める都市公園などには、一時避難地としての機能を確保できる公園として整備を進める。

⑥ 公共公益施設の緑化

○公共公益施設については、概ね 20%以上の緑化率を確保することを目標として、緑化を促進する。

○国・県等の施設についても同様に緑化促進を要請する。

⑦ 民間施設の緑化

○民間の住宅地・集合住宅地については、緑化助成事業の充実などにより、生け垣の奨励、壁面緑化、共有地緑化などを促進する。

○工場は、出入り口付近や周辺地との隣接部において、緑化の促進を要請する。新設の工場については、25%以上の緑地を確保するよう指導を行う。

○このほか、商業施設の緑化について協力を要請する。

○社寺境内地などでは、緑地・樹木の保全とあわせて、身近な遊び場として活用できるよう、協力を要請する。

(4) 水と緑のネットワーク

河川を軸とした水辺環境の再生、ビオトープの整備などを進めながら、河川のネットワークを進め、動植物の生息環境の再生をめざす。

また、緑と緑をつなぐ緑道、遊歩道、並木の整備を進め、拠点となる緑をつなぐネットワークの整備を進める。

① 河川による緑のネットワークの形成

○市街地を横断するように流れる4河川（岡田川、明徳寺川、豆搦川、須賀川）を軸として、緑道、遊歩道、植栽帯、ポケットパーク等の整備を進める。

○動植物の生息空間の確保をねらいとして、ビオトープなどを併設していく。

○町のシンボルともなっている、於大のみちについては、延長を伸ばすなどの充実・整備を推進する。

② 緑豊かな道路景観の形成

○新規に整備される道路については、可能なかぎり植栽帯の確保を図り、緑豊かな道路景観の形成をめざす。

○市街地を通る幹線道路沿いでは、道路緑化とあわせて、道路に面する民有地の

緑化についても積極的に促進し、民有地と一体となって緑豊かな道路景観づくりを推進する。

③ 海岸線沿いの緑化

○海岸線部（堤防沿い）での遊歩道整備をめざす。また、野鳥観察などが楽しめるよう、遊歩道沿いにポケットパークなどの整備を推進する。

(5) 緑を守り育てる活動の普及

町民の緑のまちづくりに向けた意識啓発を展開し、町民が主体となって取り組む緑のまちづくりを活発化させる。

そのため、緑のまちづくりに取り組むグループの育成、活動の促進につながる支援体制、制度の充実を行う。

① 緑の意識啓発

○広報誌、パンフレットなどによる情報提供を行う。

○住民の緑化に向けた取り組みを広く一般町民に知らせ、町民の緑化に対する意識高揚を図ることをねらいとして、個人住宅あるいは店舗等のガーデニングコンテスト、顕彰制度などの事業の充実を図る。

○町民が緑化に親しんでもらえるきっかけづくりをねらいとして、各種のまつり・イベントなどの機会を捉え、緑化PRイベント等を開催していく。

② 町民による緑のまちづくり

○緑のまちづくりに取り組む住民グループへの支援を行い、自治会、任意グループ等による樹林地・緑地の維持管理を活発化させる。

参 考：アダプト・プログラム（Adopt Program）

市町村などが管理する道路、公園などの公共空間を、場所を決めて、市民、事業者のボランティアが清掃・美化活動を行う。市町村はその活動の支援（清掃道具類の支給や貸与、ボランティア活動保険への加入、アダプトサインの設置など）を行う制度。近年、この制度を導入する自治体が増えている。

〔アダプト（Adopt）とは英語で「～を養子にする」の意味。〕

○新たな住宅地整備にあたっては、緑の景観協定の締結などによる緑豊かな住宅地づくりを促進する。

参考資料 緑化推進の手法

手 法	内 容
◆特別緑地保全地区 (都市緑地法)	<p>都市計画区域内の緑地のうち、景観が優れているなど一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地域地区。</p> <p>10ha 未満の特別緑地保全地区は市町村が定める都市計画とされている。</p>
◆市民緑地制度 (都市緑地法)	<p>緑豊かな土地(300 m²以上の樹林地など)の所有者が、自らの土地を市民の利用に供する緑地として提供する制度。土地所有者からの申し出に基づき、地方公共団体等が土地所有者と契約(市民緑地契約)を締結し、その土地を一般に開放しながら保全していくもの。</p>
◆緑地保全地域制度 (都市緑地法)	<p>都市近郊の緑地を対象に一定の行為についてはこれを都道府県に届出る義務を課し、そのことを通じて緑地を保全する制度。</p> <p>許可制よりも緩やかな行為規制である届出制等により、土地所有者等による土地利用と調和した緑地の保全を実現しようとするもので、個々の緑地の実情に応じて都道府県が緑地保全計画を策定し、行為規制の基準等について定めることとなっている。</p>
◆緑化地域制度 (都市緑地法)	<p>大規模敷地の建築物を対象に、敷地の一部の緑化を義務づける制度。</p> <p>「用途地域が指定されている区域内」で、「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域」において、地域地区として都市計画決定し、敷地面積が政令で定める規模(概ね 1,000 m²程度)以上の建築物の新築・増築の際、建築敷地の緑化率を一定以上とすることを義務づける。</p>
◆緑地協定制 (都市緑地法)	<p>都市計画区域内の一団の土地、道路、河川等について、土地所有者の合意のもと、緑地の保全または緑化に関する事項を協定するもの。</p>
◆市民農園 (市民農園促進法) (特定農地貸付法)	<p>住民の余暇活動の一環として、蔬菜類等の栽培を行えるように、農地を一定区画に区分して、一定期間貸し付ける農園のこと。</p> <p>最近では市町村や農協等が農地の有効活用を図りつつ、耕作に親しみたいという住民ニーズに応えていくために、農地の所有者から農地を借り上げ設置しているケースが増えている。</p>

6-5. 緑化重点地区の計画

重点整備地区として抽出した地区はいずれも本町の緑化推進の上では、重要な役割を担う緑となる。これらの中から、地権者の理解、事業費の確保、整備の緊急性などを総合的に判断しながら、整備条件が整うものから具体化を図っていくものとする。

(1) 飛山池周辺地区

① 地区の概況と主要課題

- 当地区は、町の中部の石浜地域にあって、現在は市街化調整区域である。
- 飛山池はオニバスの生息地として自然環境保全上貴重であり、保全が必要である。
- 飛山池周辺は、地域森林計画対象民有林が指定されており、比較的まとまった量の樹林地が残されている。本町では自然性の高い樹林地は減少しているため、飛山池と一体となる貴重な自然林の保全は重要な課題である。
- 主要地方道東浦名古屋線をはさんで東側に樹林地が広がっているが、このゾーンは将来市街地（自然内住宅検討地）に位置づけられている。この樹林地の一部について将来的に保全していくことは、新たな住宅地の魅力を高める観点から望ましいと考えられる。

② 地区緑化の基本方向

- 飛山池とその周囲に残る二次林および主要地方道東浦名古屋線をはさんで東側に広がる樹林地を、緑地として保全・整備する。
- 町民が自然とふれあう場として活用を図る。

③ 実現のための方策

- 飛山池と周囲の樹林地を一体的にとらえ、自然公園としての整備をめざす。
：借地公園としての整備、市民緑地制度の活用など、整備手法については柔軟な対応を図る。
- 主要地方道東浦名古屋線をはさんで東側に広がる樹林地については、条例による緑地保全の指定などの手法により、保全をめざす。

(2) 緒川南地区

① 地区の概況と主要課題

- 当地区は緒川地区の南に位置し、緑豊かな工業地の周辺に広がる樹林地である。
- 現在、市街化調整区域内にある。
- 町のほぼ中央に位置し、町内でもとくに大きな広がりをもつ樹林地であるため、その保全が望まれる。
- 樹林地の北側は、竹林の浸食が目立っていることから、貴重な自然林の保護の観点から適正な保全・管理に向けた取り組みが必要と考えられる。

② 地区緑化の基本方向

- 工場周辺に広がる樹林地を、企業と住民の協働事業として保全・管理していく

ことをめざす。

③ 実現のための方策

- 保安林や地域森林計画対象林などが指定されているため、これらの指定により保全を進める。
- 竹林面積が急増してきていることに対応して、竹林の適正管理に向けた取り組みを推進する。町民との協働事業としての取り組みの可能性などについて検討し、試行的な取り組みから推進し、住民グループの組織化をめざす。
- 地権者への理解を得て、「里山利用林」のような制度の活用をめざす。
事 例：民有林を「里山利用林」として、町が一括管理する制度を導入している（高知県春野町など）。

（3）高根の森周辺地区

① 地区の概況と主要課題

- 東ヶ丘団地に隣接する高根の森（5.06ha）は、散策路の整備などが行われ、町民の身近な自然林として活用されている。
- その周辺には自然林が広がっており、保安林や地域森林計画対象林などが指定されている。
- 貴重な自然林の保全は、本町にとって重要な課題であり、高根の森周辺の自然林についても積極的な保全・整備を推進する必要がある。

② 地区緑化の基本方向

- 地権者の理解を得て、緑地として保全する。

③ 実現のための方策

- 保安林や地域森林計画対象林などが指定されているため、これらの指定により保全を進める。
- また、特別緑地保全地区や市民緑地制度の活用による保全をめざす。

（4）生路・藤江地区

① 地区の概況と主要課題

- 生路・藤江地区は、町の南部に位置している。国道 366 号をはさんでその東西に密集市街地が形成されている。
- 用地確保の難しさから、既存市街地内での都市公園整備が進んでいない。
- 町全体の都市公園の配置バランスの観点から、また、地域の防災拠点機能の確保の観点から、当地区における公園整備が求められる。

② 地区緑化の基本方向

- 生路・藤江地区の既成市街地内において、都市公園整備を核として、良好な緑の景観を有する市街地形成を図る。

③ 実現のための方策

- 生路・藤江地区の既成市街地内において、近隣公園程度の機能をもつ公園整備

を進める。

- また、既成市街地内では、公園用地を取得することが難しい状況にあるため、未利用地・低利用地、工場跡地などを活用した借地による公園確保を検討する。
- 市街地開発事業などの面整備と一体的に都市公園の整備を進め、良好な緑の景観を有する市街地形成を図る。

(5) 於大のみち地区

① 地区の概況と主要課題

- 徳川家康の生母“於大の方”の生誕地であるという歴史にちなんで、生い立ち広場から乾坤院までの明徳寺川の両岸約 2km にわたって歴史散策路が整備されている。
- “於大のみち”は、すでに町のシンボルとなる緑道であり、これらをさらに充実整備していくことが求められる。
- 於大のみちの周辺には、於大公園、乾坤院、水野家四代の墓所、緒川城趾、緒川城主三代の墓所、うのはな館など、於大の方ゆかりの歴史資源が点在している。
- 於大のみちは、まちの「緑の主軸」を構成する重要な要素であり、これらと歴史的資源をネットワーク化することで、町のシンボルとしての役割を一層高めることが可能である。
- 於大のみちを含む、文化センター・保健センターから明覚池までの区間が、健康の道としてコース設定されている。

② 地区緑化の基本方向

- 於大のみちを核として、町の歴史・文化のシンボルゾーンとして地区一帯の緑化促進を図る。

③ 実現のための方策

- 五ヶ村川から、緑の南北軸として位置づけられる広域農道までの約 3.5km の区間を軸に歩行空間の緑化を進める。
- 於大の方ゆかりの歴史資源を結ぶウォーキングルートの設定を行うとともに、サイン整備を進める。
- この散策ルート沿線の民有地緑化を促進する。